

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)【病院局】

行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	定型的な業務を行う職務	174	14.9%	職員	174	458	39.1%	職員級
				計	174			
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	284	24.3%	職員	284	156	13.3%	主任級
				計	284			
4級	主任の職務	156	13.3%	主任職員	153	156	13.3%	主任級
				計	156			
5級	主査の職務	337	28.8%	主査	197	337	28.8%	主査級
				課長補佐	140			
6級	本庁の班長の職務	140	12.0%	班長	7	140	12.0%	班長級
				主幹	1			
7級	本庁の副課長の職務	53	4.5%	専門員	15	53	4.5%	副課長級
				次長	18			
8級	本庁の課長の職務	15	1.3%	県立病院の課長	38	15	1.3%	課長級
				課長補佐	24			
9級	病院局長の職務	9	0.8%	主任放射線技師	19	9	0.8%	局長級
				主任検査技師	18			
10級	副管理者の職務	2	0.2%	副課長	3	2	0.2%	部長級
				班長	1			
特10級	職務の複雑、困難及び責任の度が10級の職務よりも高度であると管理者が特に認める職務			次長	21			理事級
				技師長	18			
合計		1,170	100.0%	部長	10			
				計	53			
				本庁の課長	3	15	1.3%	課長級
				参事	1			
				部長	11	9	0.8%	局長級
				計	15			
				病院局長	1	2	0.2%	部長級
				管理局長	8			
				計	9			理事級
				計	2			

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)【病院局】

医師・歯科医師職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	29	3.6%	職員	29	29	3.6%	職員級
				計	29			
2級	県立病院の医長の職務	285	35.3%	医長 主査	283 2	285	35.3%	医長級
				計	285			
3級	県立病院の部長の職務	237	29.3%	次長 科部長 医長 主査	1 68 165 3	237	29.3%	部長級
				計	237			
4級	県立病院長の職務	257	31.8%	院長 副院長 院長補佐 参事 センター長 副センター長 部長 次長 室長 科部長	7 31 1 6 9 1 66 7 2 127	257	31.8%	院長級
				計	257			
合計		808	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)【病院局】

看護職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務							
				計				
2級	看護師の職務	1,908	44.8%	看護師	1,908	1,908 内、再任用 42	44.8%	看護師級
				計	1,908			
3級	県立病院の主任の職務	1,937	45.5%	主任 看護師	1,893 44	1,937	45.5%	主任級
				計	1,937			
4級	県立病院の看護師長の職務 県立病院の主査の職務	364	8.5%	看護師長 主査 専門員	149 213 2	364 内、再任用 2	8.5%	看護師長級
				計	364			
5級	県立病院の看護部次長の職務	31	0.7%	次長	31	31	0.7%	看護部次長級
				計	31			
6級	県立病院の看護部長の職務	15	0.4%	部長 参事	8 7	15	0.4%	看護部長級
				計	15			
7級	県立病院の副院長の職務	3	0.1%	副院長	3	3	0.1%	副院長級
				計	3			
合計		4,258	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)【病院局】

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合							
				計				
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合							
				計				
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合							
				計				
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合							
				計				
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合							
				計				
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	3	100.0%	院長	3	3	100.0%	
				計	3			
合計		3	100.0%		3			